

一般社団法人 日本レーザー協会

会 則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、一般社団法人 日本レーザー協会（以下「本法人」という。）と称する。

第2条 (目的)

本法人は、橋梁等のインフラ鋼構造物の塗装塗替え・錆除去において、研削材や薬剤を極力使わない塗膜剥離・錆除去をするため、レーザーを用いたクリーニングの工法を普及・発展させ、ひいては持続可能でクリーンなインフラ社会の構築に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工法の更なる効果的かつ効率的な施工を可能にするための技術研究・開発
- (2) 工法に関する技術資料の作成
- (3) 工法を適格かつ的確に施工できる管理技師及び技能者の育成
- (4) 前号を実現させるための講習会及び研修会等の開催
- (5) 工法の施工を任せることができる水準の知識と技量を有する施工技師及び技能者に対する技術認定証の発行
- (6) 工法の積算基準の作成・改訂
- (7) 工法を普及するための講習会及び研修会等の開催
- (8) 工法に関する諸問題の解決
- (9) 前各号に掲げる他、本法人の目的達成に必要な事業

第3条 (主たる事務所)

本法人は、主たる事務所を三重県桑名市に置く。

第2章 会 員

第4条 (会員の種別)

本法人は、その目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 本法人の会員は、次の3種とし、一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 : 本法人の目的に賛同し、正会員として参加する個人又は団体
- (2) 賛助会員 : 本法人の目的に賛同し、その事業を賛助する個人又は団体
- (3) 特別会員 : 本法人の目的に賛同し、技術的知見の提供等により本法人の事業に協力する個人又は団体

3 特別会員は、社員総会における議決権を有しない。ただし、技術委員会に所属

し、専門的知見に基づく発言権を有するものとする。

第5条（入会）

本法人の会員となるためには、本法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、入会を承認したときは、速やかにその旨を申込者に通知しなければならない。

第6条（入会金）

会員は、入会に際し、別に定める会費規程に従って入会金を納入しなければならない。

2 既納の入会金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第7条（年会費）

会員は、別に定める会費規程に従って年会費を納入しなければならない。

2 既納の年会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8条（退会）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の申し出は、1か月以上前に予告するものとする。やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

第9条（除名）

会員の除名については、正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第10条（資格喪失）

会員は次に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 1年以上会費等を継続して滞納したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は成年被後見人若しくは被保佐人になったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総一般会員の同意があったとき

第11条（会員名簿）

本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、一般会員をもって構成する。

第13条（社員総会の権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- （1）会員の除名
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）理事及び監事の報酬等の額
- （4）計算書類等の承認
- （5）定款の変更
- （6）解散
- （7）基金の返還
- （8）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項

第14条（種類）

本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第15条（招集）

本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

第16条（招集手続の省略）

社員総会は、一般会員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

第17条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

第18条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令又は会則に別段の定めがある場合を除き、総一般会員の議決権の過半数を有する一般会員が出席し、出席した一般会員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会における議決権は、一般会員1名につき1個とする。

第19条（社員総会の決議の省略）

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は一般会員から提案があった場合において、その提案に一般会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第20条（議決権の代理行使）

一般会員又はその法定代理人は、本法人の一般会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第21条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

第22条（役員）

本法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上10名以内
- （2）監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。会長は、本法人の会務を統轄し、法令及びこの会則で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長の他に副会長若干名を定めることができる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任を代行する。

4 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

5 本法人には、顧問を置くことができる。

6 本法人には、技術委員会の外部専門家として技術アドバイザーを置くことができる。技術アドバイザーは、理事会の決議により委嘱し、技術委員会に参加して専門的助言を行うものとする。

第23条（理事及び監事の資格）

本法人の理事及び監事は、本法人の一般会員の中から選任する。ただし必要があるときは、一般会員以外の者から選任することを妨げない。

第24条（理事及び監事の選任）

本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総一般会員の議決権の過半数を有する一般会員が出席し、出席した一般会員の議決権の過半数をもって行う。

第25条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。

第26条（報酬等）

理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

第27条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（招集）

理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

第29条（招集手続の省略）

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第30条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

第31条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第32条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 33 条（職務の執行状況の報告）

代表理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

第 34 条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 技術委員会

第 35 条（設置）

本法人は、工法に関する技術的事項を専門的に審議・検討するため、技術委員会を設置する。

第 36 条（所掌事務）

技術委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）工法の技術基準・積算基準の策定及び改訂に関する事項
- （2）工法に関する技術資料の作成及び審査に関する事項
- （3）施工技師及び技能者の技術認定基準の策定及び審査に関する事項
- （4）当工法の技術上の諸問題に関する調査・研究
- （5）その他理事会が必要と認める技術的事項

第 37 条（委員）

技術委員会の委員は、理事会の決議によって選任する。

- 2 技術委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、技術委員会を代表し、その運営を統括する。
- 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 技術委員会は、第 22 条第 6 項に規定する技術アドバイザー及び第 4 条第 2 項第 3 号に規定する特別会員の参加を認めるものとする。技術アドバイザー及び特別会員は、技術委員会において専門的知見に基づく発言を行うことができるが、委員としての議決権は有しない。

第 38 条（運営）

技術委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める技術委員会規程による。

第 7 章 基金

第 39 条（基金の募集）

本法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

第40条（基金の口数及び上限）

基金は一口100,000円（10万円）とする。

2 一者あたり一回あたりの拠出上限は10口（1,000,000円）までとする。

第41条（基金の取扱い）

基金の募集、割当て、払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

第42条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第43条（基金の返還の決定）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき行う。

2 理事会は、基金返還の実施及び時期について検討し、定時社員総会に上程する議案を作成する。

3 基金拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第8章 計 算

第44条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

第45条（事業計画及び収支計算）

本法人の事業計画及び収支計算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第46条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその報告をし、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか監事の監査報告書を、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

る。

第9章 附 則

第47条（会則の変更）

この会則の変更は、社員総会の決議によって行う。

第48条（規程の整備）

この会則に基づき別に定める規程として、会費規程、基金取扱規程、技術委員会規程その他必要な規程を整備するものとする。

第49条（定款に定めのない事項）

この会則に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

第50条（最初の事業年度）

本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和9年4月30日までとする。

令和8年5月19日 制定
一般社団法人 日本レーザー協会

会費規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 日本レーザー協会（以下「本法人」という。）会則第6条及び第7条に基づき、入会金及び年会費（以下「会費等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会金）

入会金の額は、次のとおりとする。

- （1）一般会員 金 1,000,000 円
- （2）賛助会員 金 500,000 円
- （3）特別会員 金 1,000,000 円

第3条（入会金の免除）

令和9年4月30日までに入会の申込みをした者の入会金は免除する。

2 前項の規定にかかわらず、初めてレーザー関連の協会に入会する者については、前条に定める入会金を適用する。

第4条（年会費）

年会費の額は、次のとおりとする。

- （1）一般会員 年額 240,000 円
- （2）賛助会員 年額 120,000 円
- （3）特別会員 年額 240,000 円

第5条（初年度の取扱い）

本法人設立年度（最初の事業年度）の年会費は、理事会の決議により月割計算とすることができる。

第6条（納入方法及び期限）

入会金は、入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

2 年会費は、毎事業年度開始後30日以内に一括して納入しなければならない。ただし、理事会が認めた場合は分割払いとすることができる。

3 既納の入会金及び年会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第7条（改定）

会費等の額の改定は、理事会の決議を経て行う。

第8条（附則）

この規程は、本法人設立の日から施行する。

令和8年5月19日 制定
一般社団法人 日本レーザー協会